

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年11月20日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第18号

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納期限等)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(負担金の算出)</p> <p><u>第20条</u> 条例第23条の規定に基づき基本使用水量を減ずるための申込みをしたときの負担金は、減量する水量に1立方メートル当たりの負担額を乗じて得た額とする。</p> <p>2 条例第23条の規定に基づき工業用水道の使用を廃止したとき又は同第29条第1項の規定に基づき給水施設の切断をされたときの負担金は、基本使用水量から100立方メートル（基本使用水量が100立方メートル以下の場合、当該基本使用水量）を減じた水量に1立方メートル当たりの負担額を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に規定する1立方メートル当たりの負担額は、令和元年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書の企業債明細書の未償還残高合計を、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和41年大阪府条例第42号）第3条第3項第2号に規定する1日最大給水量に相当する水量で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(納期限等)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

(履行延期の特約)

第21条 (略)

2 前項の規定による決定をするときは、企業長が別に定めるところにより、その延長に係る履行期限を定め、特にやむを得ない理由があると認める場合を除き、履行延期の特約の申請の受付日(当該受付日が前条の納期限以前のときは、当該納期限)の翌日から延期した納期限までの日数に応じ、前項の規定による負担金に対し、年3.1パーセントの割合で計算した延納利息(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を付すものとする。

3・4 (略)

(履行延期の特約)

第21条の2 (略)

2 前項の規定による決定をするときは、企業長が別に定めるところにより、その延長に係る履行期限を定め、特にやむを得ない理由があると認める場合を除き、履行延期の特約の申請の受付日(当該受付日が第21条の納期限以前のときは、当該納期限)の翌日から延期した納期限までの日数に応じ、前項の規定による負担金に対し、年3.1パーセントの割合で計算した延納利息(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を付すものとする。

3・4 (略)

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。